



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄県平和創造の森公園の利用料金の承認（環境再生課） 1
- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課） 2
- 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課） 2
- 沖縄県県民の森の利用料金の承認（森林管理課） 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 3
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） 3
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 4
- 都市公園の供用の開始（都市計画・モノレール課） 4

公 告

- 知事の職務代理者（秘書課） 4
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課） 4
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 5
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課） 7
- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課） 7
- 開発行為に関する工事の完了・3件（中部土木事務所） 8
- 開発行為に関する工事の完了（宮古土木事務所） 9

人事委員会事項

- 沖縄県職員採用試験の実施 9
- 沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験、沖縄県警察官（女性）及び沖縄県警察官（武道指導）採用試験の実施 16
- 身体障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験の実施 21

告 示

沖縄県告示第180号

沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第14号）第14条第3項の規定により、次のとおり沖縄県平和創造の森公園の利用料金を承認した。

平成30年4月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 沖縄県平和創造の森公園
- 2 指定管理者 南風原町字大名95番地1 沖縄県森林組合連合会
- 3 利用料金の適用年月日 平成30年4月1日
- 4 利用料金の額

施設	区分	利用料金の額
広場休憩所	シャワー	1人1回につき100円
多目的広場	児童・生徒が利用する場合	1面1時間につき300円
	一般・学生が利用する場合	1面1時間につき600円

備考

- 1 利用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 「児童・生徒」とは、就学前の幼児、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般・学生」とは、それ以外の者をいう。

沖縄県告示第181号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり佐久田土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成30年4月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
横目英三	竹富町字南風見201番地の141
大城敬守	竹富町字南風見508番地の21
新博文	竹富町字南風見201番地の60
金城静盡	竹富町字南風見508番地の39
黒島久義	竹富町字南風見201番地の100
新克三	竹富町字南風見191番地の136町営住宅大原団地101号

沖縄県告示第182号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年4月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 大浜地内（大浜地区）
- 2 公共測量を実施した期間 平成30年1月25日から同年3月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第183号

沖縄県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第17号）第14条第3項の規定により、次のとおり沖縄県民の森の利用料金を承認した。

平成30年4月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 沖縄県民の森
- 2 指定管理者 名護市宇茂佐913番地の2 沖縄北部森林組合
- 3 利用料金の適用年月日 平成30年4月1日
- 4 利用料金の額

(1) 施設

施設		利用料金の額
キャンプ場	宿泊	1区画につき 900円
	日帰り	1区画につき 450円

パークゴルフ場	1人1時間につき 400円
広場（スポーツの森、草スキー場、モトクロス場、中央広場及び樹木園に限る。）	1面1時間につき 600円
研修室	1時間につき 500円
シャワー室	1回につき 100円

(2) 備品

備品	利用者	利用料金の額
キャンプ用テント	児童・生徒	1張1泊につき 2,000円
	一般・学生	
自転車	児童・生徒	1人1時間につき 200円
	一般・学生	1人1時間につき 300円
草スキー用具	児童・生徒	1人1時間につき 350円
	一般・学生	1人1時間につき 700円
グランドゴルフ用具	児童・生徒	一式（スティック2本、ボール2個）1時間につき 90円
	一般・学生	一式（スティック2本、ボール2個）1時間につき 190円
パークゴルフ用具	児童・生徒	一式（クラブ1本、ボール1個）1時間につき 100円
	一般・学生	一式（クラブ1本、ボール1個）1時間につき 200円

備考

- 「宿泊」とは、午後2時から翌日の午後2時までの利用をいう。
- 「日帰り」とは、午前10時から午後5時までの利用をいう。
- 「児童・生徒」とは小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般・学生」とは就学前の幼児及び児童・生徒を除いた者をいう。
- 20人以上の団体でその8割以上が児童・生徒であるものがキャンプ場を利用する場合の利用料金の額は、宿泊利用にあつては1区画につき700円、日帰り利用にあつては1区画につき300円とする。
- 20人以上の団体でその8割以上が児童・生徒であるものがキャンプ用テントを使用する場合の利用料金の額は、1張1泊につき1,500円とする。

沖縄県告示第184号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成26年沖縄県告示第213号で同意の認定をした読谷加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成30年4月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第185号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成30年4月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施する期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量及び国土広域情報修正測量）

沖縄県告示第186号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県中部土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年4月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 うるま市の一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成29年9月11日から平成30年2月16日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

沖縄県告示第187号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり都市公園の供用を開始する。

平成30年4月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 名称 首里城公園
- 2 位置 那覇市首里金城町1丁目
- 3 区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課において縦覧に供する。）
- 4 供用開始の期日 平成30年4月6日

公 告

この度本職は、海外へ出張するので、平成30年4月8日から同月11日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事富川盛武が代理する。

平成30年4月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成30年4月6日から同年8月6日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成30年4月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 届出年月日 平成30年3月5日
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮）マックスバリュ屋慶名店 うるま市与那城屋慶名地内
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 佐方圭二
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 佐方圭二
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年11月6日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,399平方メートル
 - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 105台

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。）

- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 15台

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。）

- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 73平方メートル

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。）

- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 29立方メートル

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。）

- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間

- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間

- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口3か所、出口3か所、出入口の位置 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。）

- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成30年4月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年3月5日

- (2) 商号名 株式会社琉輝

- (3) 代表者名 永山盛和

- (4) 所在地 与那原町字与那原618番地

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第11895号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成30年2月22日付けで、建設業法第12条に基づき鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があった。

- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年3月5日

- (2) 商号名 株式会社勇樹工業

- (3) 代表者名 後當正彦

- (4) 所在地 うるま市勝連南風原2513番地1

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第12656号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成30年2月23日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

- 3(1) 処分をした年月日 平成30年3月9日
(2) 商号名 川栄建設
(3) 代表者名 川満榮
(4) 所在地 石垣市字登野城580番地8
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第8386号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年1月31日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成30年3月9日
(2) 商号名 株式会社南海建設
(3) 代表者名 本田雅則
(4) 所在地 浦添市牧港五丁目6番3号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-28)第258号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年2月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成30年3月9日
(2) 商号名 株式会社電協エンジニアリング
(3) 代表者名 伊計徹
(4) 所在地 うるま市石川東恩納1426番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-25)第8405号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年2月27日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成30年3月9日
(2) 商号名 沖縄工業商事株式会社
(3) 代表者名 福山弘隆
(4) 所在地 浦添市牧港四丁目14番17号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第12238号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年2月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成30年3月9日
(2) 商号名 株式会社トップライン
(3) 代表者名 具志堅晃
(4) 所在地 沖縄市美里仲原町5番地23
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第12234号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年3月1日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成30年3月9日
(2) 商号名 建設プロエース株式会社
(3) 代表者名 山本永雄
(4) 所在地 宜野湾市字真志喜598番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12264号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年3月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

- 9(1) 処分をした年月日 平成30年3月19日
 - (2) 商号名 有限会社大島土建
 - (3) 代表者名 南風原佐恵子
 - (4) 所在地 南城市玉城字當山170番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第6948号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成30年3月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成30年3月19日
 - (2) 商号名 株式会社シンテック
 - (3) 代表者名 新里順一
 - (4) 所在地 那覇市銘苅2丁目4番51号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27)第8477号、沖縄県知事 許可(般-27)第8477号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可及び機械器具設置設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成30年3月5日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、石垣市から送付のあった石垣都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 2・2・1号双葉公園、2・2・7号うぶ公園、2・2・8号平得中央公園、2・2・12号真喜良公園及び3・3・4号登野城公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、石垣市から送付のあった石垣都市計画緑地の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3号真栄里緑地
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年4月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年3月23日 沖縄県指令土第233号、平成24年6月4日 沖縄県指令土第768号(変更)、平成25年11月11日 沖縄県指令土第1221号(変更)、平成26年3月14日 沖縄県指令土第220号(変更)、平成27年2月26日 沖縄県指令土第166号(変更)、平成28年2月18日 沖縄県指令土第90号(変更)、平成30年2月27日 沖縄県指令土第140号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 金武町字金武先謝原10856番ほか157筆(2工区及び3工区)
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 金武町字金武1番地 金武町長 仲間一
- 5 検査済証番号 平成30年3月26日 第4464号
- 6 工事完了年月日 平成30年3月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年4月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年2月15日 沖縄県指令土第106号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字当間前原804番5及び805番の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字奥間162番地2 仲松彌政
- 5 検査済証番号 平成30年3月27日 第4465号
- 6 工事完了年月日 平成30年3月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年4月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年6月8日 沖縄県指令土第462号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字伊舎堂伊舎堂原19番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 糸満市字潮平769番地の1 有限会社住宅管理社 代表取締役 仲宗根守英
- 5 検査済証番号 平成30年3月27日 第4466号
- 6 工事完了年月日 平成30年3月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年4月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年8月1日 沖縄県指令土第917号、平成24年11月19日 沖縄県指令土第1185号（変更）、平成26年1月30日 沖縄県指令土第57号（変更）、平成27年12月2日 沖縄県指令土第911号（変更）、平成28年4月18日 沖縄県指令土第336号（変更）、平成29年4月17日 沖縄県指令土第325号（変更）、平成29年8月24日 沖縄県指令土第600号（変更）、平成30年2月6日 沖縄県指令土第85号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市宇字茂佐773番1の一部及び773番12ほか8筆（7工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市港一丁目1番1号 名護市長 渡具知武豊
- 5 検査済証番号 平成30年3月27日 第4467号
- 6 工事完了年月日 平成30年3月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年4月6日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年1月17日 沖縄県指令中土第149号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字安室後原123番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 西原町字与那城140番地の1 西原町長 上間明
- 5 検査済証番号 平成30年3月1日 C第351号

6 工事完了年月日 平成30年2月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年4月6日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年2月21日 沖縄県指令中土第562号、平成30年2月27日 沖縄県指令中土第652号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 浦添市当山三丁目631番1ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 鹿児島県伊仙町大字犬田布字犬當778番地3 社会福祉法人青松福社会 理事長 松永晶子
- 5 検査済証番号 平成30年3月7日 C第352号
- 6 工事完了年月日 平成30年2月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年4月6日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年8月16日 沖縄県指令中土第2703号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地神嘗329番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里石嶺町4丁目9番地1 グランビュー石嶺305 與那嶺武
- 5 検査済証番号 平成30年3月7日 C第353号
- 6 工事完了年月日 平成30年2月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年4月6日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 勝 一

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年9月26日 沖縄県指令宮土第170号、平成30年3月2日 沖縄県指令宮土第38号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字久貝ムイ原901番1ほか7筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 福岡県福岡市博多区博多駅南五丁目25番7号 株式会社大石企画 代表取締役 大石堅治
- 5 検査済証番号 平成30年3月7日 M第4号
- 6 工事完了年月日 平成30年2月25日

人事委員会事項

沖縄県職員採用試験を次のとおり行います。

平成30年4月6日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

種類	試験区分	採用予定数	職務内容
上級	行政 I	42名程度	知事部局、教育委員会、企業局等の本庁、出先機関等において、一般行政事務に従事します。
	心理	若干名	知事部局、企業局等の本庁、出先機関等において、それぞれの職種に応じた専門的職務に従事します。
	社会福祉	若干名	
	電気	若干名	
	機械	若干名	
	土木	若干名	
	建築	若干名	
	化学	若干名	
	農業	10名程度	
	農業土木	10名程度	
	農芸化学	若干名	
	畜産	若干名	
	林業	若干名	
	水産	若干名	
	病院事務	12名程度	病院事業局の県立病院等において、病院経営事務に従事します。
警察事務	若干名	警察本部、警察署等において、一般事務、指紋等鑑定業務、犯罪状況分析事務等に従事します。なお、当直や交替制の勤務を伴うことがあります。	
中級	県立学校事務 I	若干名	県立学校において、学校事務に従事します。
	県立学校事務 II	若干名	県立学校において、学校図書館事務や学校事務に従事します。
	市町村立学校事務	10名程度	県内の公立小学校及び中学校において、学校事務に従事します。
初級	一般事務	若干名	知事部局等において、一般行政事務に従事します。
	土木	若干名	知事部局において、土木に係る専門的職務に従事します。
	農業土木	若干名	知事部局において、農業土木に係る専門的職務に従事します。
	警察事務	若干名	上級「警察事務」と同じ。

注1 受験申込みは、一種類につき一試験区分に限ります。ただし、「中級」と「初級」の重複申込みはできません。

2 試験区分「行政 I」及び「一般事務」については、点字による受験もできます。点字受験を希望する方は、試験地及び試験時間が一部異なるので、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。

- 3 「行政Ⅰ」、「一般事務」及び「警察事務」については、拡大文字による受験もできます。拡大文字による受験を希望する方は、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。
- 4 採用予定数については、変更になる場合があります。
- 5 試験区分「市町村立学校事務」で採用された方は、沖縄県教育委員会が任命権を持ち、給与を支給しますが、身分は市町村立学校の属する市町村職員となり、県内市町村立の小学校及び中学校での勤務となります。

2 受験資格

(1) 年齢及び資格

	種類	試験区分	要件
年 齢	上 級	全 試 験 区 分	次のいずれかに該当する者 1 平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者（学歴不問） 2 平成9年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
	中 級	全 試 験 区 分	平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者（学歴不問）
	初 級	全 試 験 区 分	平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。ただし、大学における在学期間が2年を超える者は除く。
資 格	上 級	社 会 福 祉	次のいずれかに該当する者 1 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）による社会福祉士の資格を有する者 2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成31年3月までに当該任用資格を取得する見込みの者
	中 級	県立学校事務Ⅱ	図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項に規定する司書となる資格を有する者又は平成31年3月までに当該資格を取得する見込みの者

注 大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいう。

(2) 国籍条項 日本の国籍を有しない者も受験できます（「警察事務」を除く。）。ただし、日本の国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることとはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。また、採用に当たっては、「就職が制限されない在留資格」であることが必要です。

(3) 欠格事項 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び場所

試 験	種 類	日 時	試 験 地
第1次試験	上 級	6月24日（日曜日） 9時00分から15時30分まで	宜野湾市 浦添市 宮古島市 石垣市
	中 級	9月23日（日曜日） 9時00分から15時30分まで	那覇市 宮古島市 石垣市
		9月23日（日曜日）	名護市 那覇市 宮古島市

	初 級	9時00分から12時00分まで（一般事務及び警察事務） 9時00分から15時30分まで（土木及び農業土木）	石垣市
第2次試験	上 級	7月下旬から8月中旬までを予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。	
	中 級 初 級	10月下旬から11月上旬までを予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。	

注 第1次試験の試験地は、申込み後変更する場合がありますので、試験地及び試験会場は、受験申込み後に沖縄県人事委員会から交付される受験票で確認してください。

4 試験の方法、配点等

試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は、第1次試験合格者について行います。

種 類	試 験	試験種目 (配点)	内 容
上 級	第1次試験	教養試験 (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式（50問）による大学卒業程度の筆記試験を行います。（2時間30分）
		専門試験 (100)	各試験区分に必要な専門的知識、能力等についての択一式（40問）による大学卒業程度の筆記試験を行います。（2時間）
	第2次試験	口述試験 個別面接 (120)	主として人物について個別面接による試験を行います。なお、論文試験の前に適性検査を実施し、その結果については、個別面接の参考とします。
		集団討論 (30)	個別面接を補完し、多角的かつ総合的な人物評価を行うため集団討論による試験を行います。
		論文試験 (60)	思考力、総合的判断力、文章構成力及び表現力についての筆記試験（1,000字以内）を行います。（2時間）
	資格調査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。	
中 級	第1次試験	教養試験 (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式（50問）による短期大学卒業程度の筆記試験を行います。（2時間30分）
		専門試験 (100)	各試験区分に必要な専門的知識、能力等についての択一式（40問）による短期大学卒業程度の筆記試験を行います。（2時間）
	第2次試験	口述試験 (120)	主として人物について個別面接による試験を行います。なお、論文試験の前に適性検査を実施し、その結果については、個別面接の参考とします。
		論文試験 (60)	思考力、総合的判断力、文章構成力及び表現力についての筆記試験（1,000字以内）を行います。（2時間）
	資格調査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。	
第1次試験	教養試験（全試験区分） (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式（50問）による高等学校卒業程度の筆記試験を行います。（2時間30分）	
	専門試験（土木及び農業土木） (100)	各試験区分に必要な専門的知識、能力等についての択一式（40問）による高等学校卒業程度の筆記試験を行います。（2時間）	

初 級	第2次試験	口述試験 一般事務及び警察事務(60) 土木及び農業土木(120)	主として人物について個別面接による試験を行います。なお、作文試験の前に適性検査を実施し、その結果については、個別面接の参考とします。
		作文試験 一般事務及び警察事務(30) 土木及び農業土木(60)	思考力、文章構成力及び表現力についての筆記試験(600字以内)を行います。(1時間)
	資格調査		受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。

注1 第1次試験における教養試験及び専門試験の得点は、次の方法を用いて算出します。その結果、前述の配点を超える場合があります。

【得点の算出法】

$$\text{得点(標準点)} = \frac{\text{各受験者の粗点(正解数)} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$$

- 2 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は、不合格となります。
- 3 所定の試験種目を全て受験した場合に有効に受験したものとし、棄権した試験種目が1つでもある場合は、他の試験種目についても採点を行いません。

5 受験手続

(1) 受験申込書の入手方法

直接受け取る方法	沖縄県人事委員会事務局 [〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁行政棟2階] [電話番号 (098) 866-2545] 名護県税事務所 [〒905-0015 名護市大南1-13-11 沖縄県北部合同庁舎1階] [電話番号 (098) 52-2170] コザ県税事務所 [〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎1階] [電話番号 (098) 894-6500] 宮古事務所総務課 [〒906-0012 宮古島市平良西里1125 沖縄県宮古合同庁舎2階] [電話番号 (0980) 72-2551] 八重山事務所総務課 [〒907-0002 石垣市真栄里438-1 沖縄県八重山合同庁舎2階] [電話番号 (0980) 82-3040] 沖縄県東京事務所 [〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階] [電話番号 (03) 5212-9087] 沖縄県大阪事務所 [〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階] [電話番号 (06) 6344-6828] 沖縄県名古屋情報センター [〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中部日本ビルディング4階] [電話番号 (052) 263-3618]
ダウンロードで入手する方法	沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) から受験申込書の様式をダウンロードすることができます。同ホームページの「組織で探す」から「沖縄県 人事委員会」を選択してください。なお、ダウンロード(印刷)がうまくできない場合は、直接受け取る方法によるか、又は郵便で入手する方法により受験申込書を請求してください。
郵便で入手する方法	郵便で請求する場合は、沖縄県人事委員会事務局宛での封筒の表に「上級、中級又は初級試験受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号240mm×332mm)を同封して送ってください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

(2) 窓口又は郵送による受付期間、申込方法等

	上 級	中 級 ・ 初 級
試験案内等配布開始日	4月20日(金曜日)	6月25日(月曜日)

受 付 期 間	5月7日（月曜日）から5月18日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	7月9日（月曜日）から7月23日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
受 付 時 間	9時から17時15分まで（12時から13時までの間を除く。）	
申 込 先	沖縄県人事委員会事務局[〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2]	
申 込 方 法	<p>○受験申込書及び受験票に必要な事項を記入し、申込み前3か月以内に撮影した写真（タテ約4.0cm・ヨコ約3.0cm）と62円切手を所定のところに貼って沖縄県人事委員会事務局に提出してください。</p> <p>○郵便で申し込む場合には、上記申込先宛での封筒（角形2号240mm×332mm）の表に「上級試験受験申込書在中」、「中級試験受験申込書在中」又は「初級試験受験申込書在中」と朱書し、受験申込書及び受験票を折り曲げずに同封して、必ず簡易書留郵便で送ってください。なお、郵送の場合は、受付期間最終日までの消印のあるものに限り受け付けます。</p> <p>○次の試験種類及び試験区分で申し込む場合は、証明書等を受験申込書と併せて提出（同封）してください。なお、受付期限までに提出（同封）できない場合は、沖縄県人事委員会事務局まで連絡してください。</p> <p>上級「社会福祉」の社会福祉士資格：社会福祉士登録証の写し（社会福祉主事の場合は、当該任用資格を証する書類）</p> <p>中級「県立学校事務Ⅱ」：司書となる資格を取得したこと又は取得する見込みであることを証明する書類</p> <p>○車椅子での受験など特別の対応を必要とする方や、点字（上級「行政Ⅰ」及び初級「一般事務」のみ）又は拡大文字（上級「行政Ⅰ」、上級「警察事務」、初級「一般事務」及び初級「警察事務」のみ）での受験を希望する方は、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。</p>	
受 験 票 の 交 付	<p>受験資格審査等の結果、申込書を受理したときは、上級試験については6月中旬に、中級・初級試験については9月中旬に受験票を郵送します。試験日の6日前（当該日が休日の場合は5日前）までに受験票が到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。</p>	

注 申込み後は、申込みをした試験区分及び第1次試験地の変更は認めません。

(3) インターネットによる受付期間、申込方法等

	上 級	中 級 ・ 初 級
受 付 期 間	5月7日（月曜日）から5月16日（水曜日）まで	7月9日（月曜日）から7月19日（木曜日）まで
受 付 時 間	24時間（ただし、受付期間初日は9時から）	
申 込 方 法	<p>○沖縄県人事委員会事務局ホームページ「沖縄県職員採用試験のお知らせ」（下記URL）へアクセスし、「電子申請の操作手順」の指示に従って申込みをしてください。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html</p> <p>○【電子申請（インターネットによる申込み）を利用する際の注意事項】 電子申請による受験申込みは、大きく分けて次の3つの手続を踏む必要があります。</p> <p>①電子申請を利用するための登録（利用者IDの取得及びパスワードの設定）</p> <p>②取得した利用者IDによる受験申込み</p> <p>③人事委員会が発行する「受験票」の取得</p> <p>○①は、県庁の電子申請サービスを利用するための手続であり、②の受験申込手続ではないので注意してください。</p> <p>仮に①の手続で終了し、②の手続を行わなかった場合、「人事委員会に対して受験申込みはされていない」状況となり、受験できませんので、よく注意してください。</p> <p>○車椅子での受験など特別の対応を必要とする方や、点字（上級「行政Ⅰ」及び初級「一般事務」のみ）又は拡大文字（上級「行政Ⅰ」、上級「警察事務」、初級「一般事務」及び初級「警察事務」のみ）での受験を希望する方は、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。</p>	

	い。
受 験 票 の 発 行	<p>受験資格審査の結果、申込内容に不備がなければ、上級試験については6月中旬に、中級及び初級試験については9月中旬に受験票発行通知メールを登録されたメールアドレス宛てに送信します。受験票発行通知メールに記載されているアドレスからログインし、受験票を印刷してください。試験日の6日前（当該日が休日の場合は5日前）までに受験票発行通知メールが到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。</p>
注 意 事 項	<p>○沖縄県人事委員会事務局ホームページから申込画面にアクセスできます。「電子申請の操作手順」を確認の上で手続をしてください。</p> <p>○予期せぬシステムトラブルについての責任は一切負いません。</p> <p>○取得した利用者IDによる受験申込み終了後、登録されたメールアドレス宛てに受信確認メール（利用者情報登録メールではありません。）が送信されますので、よく確認してください。</p> <p>○印刷した受験票（A4サイズ）は「本人控え」「提出用」に分かれていますので、キリトリ線に沿って切ってください。試験当日は両方忘れずに持参してください。</p> <p>○受験票「提出用」に顔写真（申込み前3か月以内に撮影。タテ4cm・ヨコ3cm程度）を貼付してください。試験当日、受験票に顔写真が貼られていない場合は受験を認めませんので注意してください。</p> <p>○次の試験種類及び試験区分で申し込む場合は、証明書等のデータ（PDFや画像ファイル等）を申請の際に添付してください。なお、受付期限までに用意できない場合は、沖縄県人事委員会事務局まで連絡してください。 上級「社会福祉」の社会福祉士資格：社会福祉士登録証の写し（社会福祉主事の場合は、当該任用資格を証する書類） 中級「県立学校事務Ⅱ」：司書となる資格を取得したこと又は取得する見込みであることを証明する書類</p>

6 合格者の発表

	発 表 期 日		方 法
	上 級	中・初級	
第1次試験合格者	7月6日 (金曜日)	10月5日 (金曜日)	沖縄県人事委員会事務局の掲示板に掲示するほか、 沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) に掲載します。また、合格者に通知します。
最 終 合 格 者	8月下旬	11月下旬	

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されます。各任命権者は、人事委員会から成績順に提示された名簿の中から採用者を決定します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿の確定日から原則1年です。
- (3) 採用は、原則として平成31年4月1日以降ですが、それより前に採用されることもあります。
- (4) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、合格しても採用されないこともあります。
- (5) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

8 給与等

初任給は、平成30年4月1日現在、下表のとおりで、経歴その他に応じてこの額以上になります。ほかに扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

種 類	初 任 給
上 級	179,200円（研究職192,500円）
中 級	159,800円
初 級	147,100円

9 その他

各試験の詳細は、別に試験案内を配布します。

沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験、沖縄県警察官（女性）及び沖縄県警察官（武道指導）採用試験を次のとおり行います。

平成30年4月6日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

試験区分	都 県 名	採用予定数	職 務 内 容
警察官A（男性）	沖 縄 県	37名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序維持の任務に従事します。
	警視庁（東京都）	3名	
	千 葉 県	3名	
警察官A（女性）	沖 縄 県	若干名	
警察官A（武道指導）	沖 縄 県	若干名	
警察官B（男性）	沖 縄 県	36名程度	
	警視庁（東京都）	2名	
	千 葉 県	2名	
警察官B（女性）	沖 縄 県	10名程度	
警察官B（武道指導）	沖 縄 県	若干名	

注 採用予定数については、変更になる場合があります。

2 受験資格

(1) 年齢及び学歴

	都県名	年 齢	学 歴
警察官A	沖縄県	平成元年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者	1 大学を卒業した者又は平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県、警視庁又は千葉県が1に掲げる者と同等の資格があると認める者
	警視庁	昭和58年7月10日から平成9年4月1日までに生まれた男性	
	千葉県	昭和60年4月2日以降に生まれた男性	
警察官B	沖縄県	平成元年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者	上記に掲げる者以外の者
	警視庁	昭和58年10月16日から平成13年4月1日までに生まれた男性	
	千葉県	昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた男性	

注1 大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいう。

2 「高度専門士」の称号を取得又は平成31年3月までに取得する見込みの者、職業能力開発大学校応用課程等を卒業又は平成31年3月までに卒業する見込みの者は、警察官Aの受験資格となります。警察官Bでの受験はできませんのでご注意ください（詳細は、沖縄県人事委員会事務局までお問い合わせ）

してください。)

(2) 「武道指導」区分を受験する者は、上記の受験資格のほかに次の条件が必要となります。

警察官 A	ア 柔道又は剣道の段位が申込日現在において3段以上の者 イ 全日本柔道連盟、全日本剣道連盟若しくはこれに加入する団体が主催して行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において、優秀な成績をあげた者
警察官 B	ア 柔道又は剣道の段位が申込日現在において2段以上の者 イ 全日本柔道連盟、全日本剣道連盟若しくはこれに加入する団体が主催して行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において、優秀な成績をあげた者

(3) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項に該当する者
 - (ア) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (ウ) 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び場所

	試験	試験種目	日 時	試験地
警察官 A	第1次試験	体力検査 I	7月7日（土曜日）	沖縄市
		教養試験	7月8日（日曜日） 9時00分から12時00分まで	宜野湾市 西原町
	受験票の発送及び第1次試験合格通知は、沖縄県人事委員会から行います。			
	第2次試験	8月上旬から8月中旬までを予定していますが、試験の日時、試験会場等については、沖縄県警察本部から第1次試験合格者に直接通知します。		
警察官 B	第1次試験	体力検査 I	10月13日（土曜日）	沖縄市 宮古島市 石垣市
		教養試験	10月14日（日曜日） 9時00分から12時00分まで	名護市 浦添市 那覇市 宮古島市 石垣市
	受験票の発送及び第1次試験合格通知は、沖縄県人事委員会から行います。			
	第2次試験	11月上旬から12月上旬までを予定していますが、試験の日時、試験会場等については、沖縄県警察本部から第1次試験合格者に直接通知します。		

注1 第1次試験の試験地は、申込み後変更する場合がありますので、試験地及び試験会場は、受験申込み後に沖縄県人事委員会から交付される受験票で確認してください。なお、体力検査 I の開始時刻は、受験票でお知らせします。

2 警視庁又は千葉県を第1志望とする受験者及び「武道指導」区分の受験者は、第1次試験の体力検査 I は実施しません。

3 警視庁又は千葉県の第2次試験の日程等は、警視庁等から第1次試験合格者に直接通知されます。

4 試験の方法、配点等

(1) 試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は、第1次試験合格者について行います。

試験	試験種目 (配点)	内 容	
		警察官 A	警察官 B
	体力検査 I	職務遂行に必要な持久力についての検査（20mシャトルラン）を行います。	

第1次試験	教養試験 (100)	警察官として必要な一般的な知識及び知能についての択一式 (50問) による大学卒業程度の筆記試験を行います。(2時間30分)	警察官として必要な一般的な知識及び知能についての択一式 (50問) による高校卒業程度の筆記試験を行います。(2時間30分)
第2次試験 (沖縄県のみ)	論作文試験 (30)	思考力、総合的判断力、文章構成力及び表現力についての筆記試験 (1,000字以内) を行います。(2時間)	思考力、文章構成力及び表現力についての筆記試験 (600字以内) を行います。(1時間)
	口述試験 (90)	主として人物についての個別面接による試験を行います。なお、論作文試験の前に適性検査を実施し、その結果については、個別面接の参考とします。	
	身体検査	既往歴、伝染性疾患、聴力、視力、色覚等について、医療機関において検査した身体検査書の提出を求め、これにより判定します。	
	身体測定	職務遂行上必要な身体的条件を有しているか測定します。	
	体力検査Ⅱ	職務遂行に必要な筋力及び俊敏性についての検査 (腕立て伏せ・反復横跳び・上体起こし) を行います。	
	資格加点 (6)	「武道指導」区分以外について、「4(3) 資格加点について」に掲げる資格等を有する場合には、一定点を加点します。	
	武道検査 (100)	「武道指導」区分について、柔道又は剣道の実技試験を行います。	
資格調査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。		

注1 試験種目、配点等は沖縄県のものです。都県により異なる場合がありますので、詳細は各都県にお問い合わせください。

2 沖縄県を志望する者で体力検査Ⅰを受験しない者は、沖縄県の第1次試験を棄権したものと取り扱います(「武道指導」区分を除く。)

3 第1次試験における教養試験の得点は、次の方法を用いて算出します。その結果、前述の配点を超える場合があります。

【得点の算出方法】

$$\text{得点(標準点)} = \frac{\text{各受験者の粗点(正解数)} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$$

4 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は、不合格となります(資格加点を除く。)

(2) 体力検査、身体測定及び身体検査の基準

試験種目	検査種目 (検査項目)	合格基準	
		男性・武道指導 (男性)	女性・武道指導 (女性)
体力検査Ⅰ	20mシャトルラン	60回	35回
体力検査Ⅱ	腕立て伏せ	30回 (2秒に1回)	10回 (2秒に1回)
	反復横跳び	20秒間で50回以上	20秒間で40回以上
	上体起こし	30秒間で25回以上	30秒間で15回以上
身体測定	身長	おおむね160cm以上であること。	おおむね154cm以上であること。
	体重	おおむね47kg以上であること。	おおむね45kg以上であること。
	胸囲	おおむね78cm以上であること。	問いません。

	そ の 他	身体の諸機能が健全であること。
身 体 検 査	聴 力	正常であること。
	視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
	色 覚	職務に支障がないこと。

注1 体力検査Ⅰは「武道指導」区分を除く。

2 体力検査Ⅱでは、3種目のうち2種目以上が基準に達している場合に合格となります。

3 警視庁及び千葉県の身体基準は、次のとおりです。詳細は、各都県にお問い合わせください。

都 県 名	身 長	体 重	視 力	色 覚	聴 力	そ の 他
警 視 庁 (東京都)	おおむね 160cm以上 である こと。	おおむね 48kg以上 である こと。	裸眼視力が両眼とも0.6以上、又は矯正視力が両眼とも1.0以上であること。	警察官としての職務 執行に支障がない こと。		身体の運動機能が 警察官としての職務 遂行に支障がない こと。
千 葉 県	おおむね 160cm以上 である こと。	おおむね 47kg以上 である こと。	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。	職務遂行上支障がない こと。		職務遂行上必要な 筋力、敏しょう性、 瞬発力等がある こと。

(3) 資格加点について

沖縄県警察官A又は沖縄県警察官B採用試験を受験する者で、次のいずれか1つの資格等を有し、かつ、証明書類等の原本により資格等を証明できるものは、加点対象となります。

区 分		資 格 等
語 学	英 語	①実用英語技能検定(英検) 2級以上 ②TOEIC 470点以上 ③TOEFL PBT:460点以上、iBT:48点以上 ④国際連合公用英語検定(国連英検) C級以上
	中国語	①中国語検定 3級以上 ②漢語水平考試 3級以上 ③中国語コミュニケーション能力検定(TECC) 400点以上
	韓国語	①ハングル能力検定 準2級以上 ②韓国語能力試験 4級以上
簿 記	①日商簿記検定 2級以上 ②全経簿記能力検定 1級以上	
情報処理	情報処理技術者試験により取得した経済産業省管轄の国家資格	
武 道	柔 道	講道館が認定する初段以上
	剣 道	全日本剣道連盟が認定する初段以上
	空 手	全日本空手道連盟に加盟する団体又は沖縄空手の各流派(少林流系、小林流系、松林流系、少林寺流系、剛柔流系及び上地流系)が認定する初段以上

注1 資格等は、第1次試験合格発表日までに当該資格等を取得済みのものに限り、ただし、語学については、第1次試験合格発表日から遡って3年以内に取得したものに限り有効とします。

2 証明書類の提出方法等は、第1次試験合格通知でお知らせします。

3 複数の資格等を有していても加点は6点とします。

5 受験手続

(1) 受験申込書の入手方法

直接受け 取る方法	沖縄県警察本部警務課人事第二係及び沖縄県内各警察署に受験申込書を置いてありますので、直接お受け取りください。
ダウ ン	沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) から受験申込書の様式をダウン

ロードで入手する方法	ロードすることができます。同ホームページの「組織で探す」から「沖縄県 人事委員会」を選択してください。なお、ダウンロード（印刷）がうまくできない場合は、直接受け取る方法によるか、又は郵便で入手する方法により受験申込書を請求してください。
郵便で入手する方法	郵便で請求する場合は、沖縄県警察本部警務課人事第二係宛ての封筒の表に「警察官A又は警察官B採用試験受験申込書請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号240mm×332mm）を同封して送ってください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

(2) 受付期間、申込方法等

	警 察 官 A	警 察 官 B
試験案内等配布開始日	4月20日（金曜日）	6月25日（月曜日）
受 付 期 間	4月20日（金曜日）から5月18日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	6月25日（月曜日）から7月23日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
受 付 時 間	9時30分から18時15分まで	
受 験 票 の 交 付	受験資格審査等の結果、申込書を受理したときは警察官A採用試験については6月下旬に、警察官B採用試験については10月上旬に受験票を郵送します。試験日の5日前（休日の場合は4日前）までに受験票が到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。	
申 込 先	沖縄県警察本部警務課人事第二係〔〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-2-2〕及び沖縄県内各警察署	
申 込 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ○受験申込書及び受験票に必要な事項を記入し、申込み前3か月以内に撮影した写真（タテ約4.0cm・ヨコ約3.0cm）と62円切手を所定のところに貼って沖縄県警察本部警務課人事第二係又は沖縄県内各警察署に提出してください。 ○郵便で申し込む場合には、沖縄県警察本部警務課人事第二係宛ての封筒（角形2号240mm×332mm）の表に「警察官A採用試験受験申込書在中」又は「警察官B採用試験受験申込書在中」と朱書し、受験申込書及び受験票を折り曲げずに同封して、必ず簡易書留郵便で送ってください。なお、郵送の場合は、受付期間最終日までの消印のあるものに限り受け付けます。 ○「警察官A（武道指導）」又は「警察官B（武道指導）」で申し込む場合は、2(2)の条件が必要になりますので、以下の証明書等を受験申込書とあわせて提出（同封）してください。 警察官A（武道指導）：3段以上を証明する書類の写し及び競技会において優秀な成績をあげたことを証明する書類の写し 警察官B（武道指導）：2段以上を証明する書類の写し及び競技会において優秀な成績をあげたことを証明する書類の写し 	

注1 申込み後は、第1次試験地の変更は認めません。

2 申込みは、窓口又は郵送のみになります。インターネットによる申込みはできません。

6 合格者の発表

	発 表 期 日		方 法
	警察官A	警察官B	
第1次試験合格者	7月20日（金曜日）	10月26日（金曜日）	沖縄県人事委員会事務局、沖縄県警察本部及び県内各警察署の掲示板に掲示するほか、沖縄県ホームページ（ http://www.pref.okinawa.jp/ ）に掲載します。また、合格者に通知します。
最 終 合 格 者	9月上旬	12月下旬	

注 警視庁又は千葉県の場合は、後日、警視庁又は千葉県人事委員会から通知があります。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される警察官採用候補者名簿に登載されます。警察本部長は、人事委員会から成績順に提示された名簿の中から採用者を決定します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿の確定日から原則1年です。
- (3) 採用は、原則として平成31年4月1日以降ですが、警察官Aについては、既卒者の場合、平成30年10月1日付けで採用される場合もあります。
- (4) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、合格しても採用されないこともあります。
- (5) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。
- (6) 警察官Aの最終合格者は、採用後、警察学校に入校し6か月間初任科の教養訓練を受けた後、警察官Bの最終合格者は、採用後、警察学校に入校し10か月間初任科の教養訓練を受けた後、巡査として勤務につきます。
- (7) 沖縄県以外の都県も沖縄県とほぼ同様ですが、詳しくは各都県にお問い合わせください。

8 給与等

- (1) 初任給は、平成30年4月1日現在、下表のとおりで、経歴その他に応じてこの額以上になります。ほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

	沖 縄 県	警 視 庁	千 葉 県
警察官A	205,200円	252,100円	239,912円
警察官B	169,500円	212,700円	204,204円

- (2) 警視庁については、平成30年1月1日現在の給料月額に地域手当を加えたもの（100円未満切捨て）で、千葉県については、平成30年4月1日現在の給料月額に地域手当を加えたものです。
- (3) 昇給は、原則として毎年1回行われます。また、研修成績が優秀等の場合の特別昇給制度があります。

9 その他

各試験の詳細は、別に試験案内を配布します。

身体障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験を次のとおり行います。

平成30年4月6日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

この採用選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨に基づき、身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

試 験 区 分	採用予定数	職 務 内 容
一 般 事 務	若干名	知事部局等において、一般行政事務に従事します。

注1 点字受験を希望する方は、試験地及び試験時間が一部異なりますので、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。

2 拡大文字による受験を希望する方は、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。

2 受験資格

- (1) 次のアからエまでの全てに該当するもの。

ア 昭和61年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者

イ 申込日現在において、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者

ウ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

エ 沖縄県内に居住する者（通学のため一時的に県外に居住している者を含む。）

- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれかに該当する者は受験できません。
 ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 ウ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 日本の国籍を有しない者も受験できます（警察本部に採用される場合には、日本国籍を有することが必要です。）。ただし、日本の国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることにはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。また、採用に当たっては、「就職が制限されない在留資格」であることが必要です。

3 試験の日時及び場所

試 験	日 時	試 験 地	試 験 会 場
第1次試験	10月14日（日曜日） 9時00分から11時30分まで	名護市	沖縄県立北部農林高校
		那覇市	沖縄県立看護大学
		宮古島市	沖縄県宮古合同庁舎
		石垣市	沖縄県八重山合同庁舎
第2次試験	11月上旬を予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。		

注 第1次試験の試験地及び試験会場は、都合により変更する場合がありますので、試験地及び試験会場は、受験票で確認してください。

4 試験の方法、配点等

試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は、第1次試験合格者について行います。

試 験	試験種目 (配点)	内 容
第1次試験	教養試験 (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式（40問）による高等学校卒業程度の筆記試験を行います。（2時間）
第2次試験	口述試験 (60)	主として人物についての個別面接による試験を行います。なお、作文試験の前に適性検査を実施し、その結果については、個別面接の参考とします。
	作文試験 (30)	思考力、文章構成力及び表現力についての筆記試験（600字以内）を行います。（1時間）
資 格 調 査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。	

注1 第1次試験における教養試験の得点は、次の方法を用いて算出します。その結果、前述の配点を超える場合があります。

【得点の算出方法】

$$\text{得点（標準点）} = \frac{\text{各受験者の粗点（正解数）} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$$

2 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は、不合格となります。

5 受験手続

- (1) 受験申込書の入手方法

沖縄県人事委員会事務局 [〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁行政棟2階]

直接受け取る方法	<p>[電話番号 (098) 866-2545] 名護県税事務所 [〒905-0015 名護市大南1-13-11 沖縄県北部合同庁舎1階] [電話番号 (0980) 52-2834] コザ県税事務所 [〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎1階] [電話番号 (098) 894-6500] 宮古事務所総務課 [〒906-0012 宮古島市平良西里1125 沖縄県宮古合同庁舎2階] [電話番号 (0980) 72-2551] 八重山事務所総務課 [〒907-0002 石垣市真栄里438-1 沖縄県八重山合同庁舎2階] [電話番号 (0980) 82-3040] 沖縄県東京事務所 [〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階] [電話番号 (03) 5212-9087] 沖縄県大阪事務所 [〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階] [電話番号 (06) 6344-6828] 沖縄県名古屋情報センター [〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中部日本ビルディング4階] [電話番号 (052) 263-3618]</p>
ダウンロードで入手する方法	<p>沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) から受験申込書の様式をダウンロードすることができます。同ホームページの「組織で探す」から「沖縄県 人事委員会」を選択してください。なお、ダウンロード（印刷）がうまくできない場合は、直接受け取る方法によるか、又は郵便で入手する方法により受験申込書を請求してください。</p>
郵便で入手する方法	<p>郵便で請求する場合は、沖縄県人事委員会事務局宛ての封筒の表に「選考試験試験受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号240mm×332mm）を同封して送ってください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。</p>

(2) 窓口又は郵送による受付期間、申込方法等

試験案内等配布開始日	6月25日（月曜日）
受付期間	7月9日（月曜日）から7月23日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
受付時間	9時から17時15分まで（12時から13時までの間を除く。）
受験票の交付	<p>受験資格審査等の結果、申込書を受理したときは10月上旬に受験票を郵送します。試験日の5日前（火曜日）までに受験票が到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。</p>
申込先	沖縄県人事委員会事務局[〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2]
申込方法	<p>○受験申込書及び受験票に必要な事項を記入し、申込み前3か月以内に撮影した写真（タテ約4.0cm・ヨコ約3.0cm）と62円切手を所定のところに貼って提出してください。 ○郵便で申し込む場合には、上記申込み先宛ての封筒（角形2号240mm×332mm）の表に「選考試験受験申込書在中」と朱書きし、受験申込書及び受験票を折り曲げずに同封して、必ず簡易書留郵便で送ってください。なお、郵送の場合は、受付期間最終日までの消印のあるものに限り受け付けます。 ○身体障害者手帳の写しを受験申込書と併せて提出（同封）してください。</p>

注 申込み後は、第1次試験地の変更は認めません。

(3) インターネットによる受付期間、申込方法等

受付期間	7月9日（月曜日）から7月19日（木曜日）まで
受付時間	24時間（ただし、受付期間初日は9時から）
	<p>○沖縄県人事委員会事務局ホームページ「沖縄県職員採用試験のお知らせ」（下記URL）へアクセスし、「電子申請の操作手順」の指示に従って申込みをしてください。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html ○【電子申請（インターネットによる申込み）を利用する際の注意事項】</p>

<p>申 込 方 法</p>	<p>電子申請による受験申込みは、大きく分けて次の3つの手順を踏む必要があります。 ①電子申請を利用するための登録（利用者IDの取得及びパスワードの設定） ②取得した利用者IDによる受験申込み ③人事委員会が発行する「受験票」の取得 ○①は、県庁の電子申請サービスを利用するための手順であり、②の受験申込手続ではないので注意してください。 仮に①の手続で終了し、②の手続を行わなかった場合、「人事委員会に対して受験申込みはされていない」状況となり、受験できませんので、よく注意してください。</p>
<p>受 験 票 の 発 行</p>	<p>受験資格審査の結果、申込内容に不備がなければ、10月上旬に受験票発行通知メールを登録されたメールアドレス宛てに送信します。受験票発行通知メールに記載されているアドレスからログインし、受験票を印刷してください。試験日の5日前（火曜日）までに受験票発行通知メールが到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。</p>
<p>注 意 事 項</p>	<p>○沖縄県人事委員会事務局ホームページから申込画面にアクセスできます。 「電子申請の操作手順」を確認の上で手続をしてください。 ○予期せぬシステムトラブルについての責任は一切負いません。 ○取得した利用者IDによる受験申込み終了後、登録されたメールアドレス宛てに受信確認メール（利用者情報登録メールではありません。）が送信されますので、よく確認してください。 ○印刷した受験票（A4サイズ）は「本人控え」「提出用」に分かれていますので、キリトリ線に沿って切ってください。試験当日は両方忘れずに持参してください。 ○受験票「提出用」に顔写真（申込み前3か月以内に撮影。タテ4cm・ヨコ3cm程度）を貼付してください。試験当日、受験票に顔写真が貼られていない場合は受験を認めませんので注意してください。 ○身体障害者手帳の写しのデータ（PDFや画像ファイル等）を申請の際に添付してください。</p>

6 合格者の発表

	発表期日	方 法
第1次試験合格者	10月26日 (金曜日)	沖縄県人事委員会事務局の掲示板に掲示するほか、沖縄県ホームページ（ http://www.pref.okinawa.jp/ ）に掲載します。また、合格者に通知します。
最終合格者	11月下旬	

7 合格から採用まで

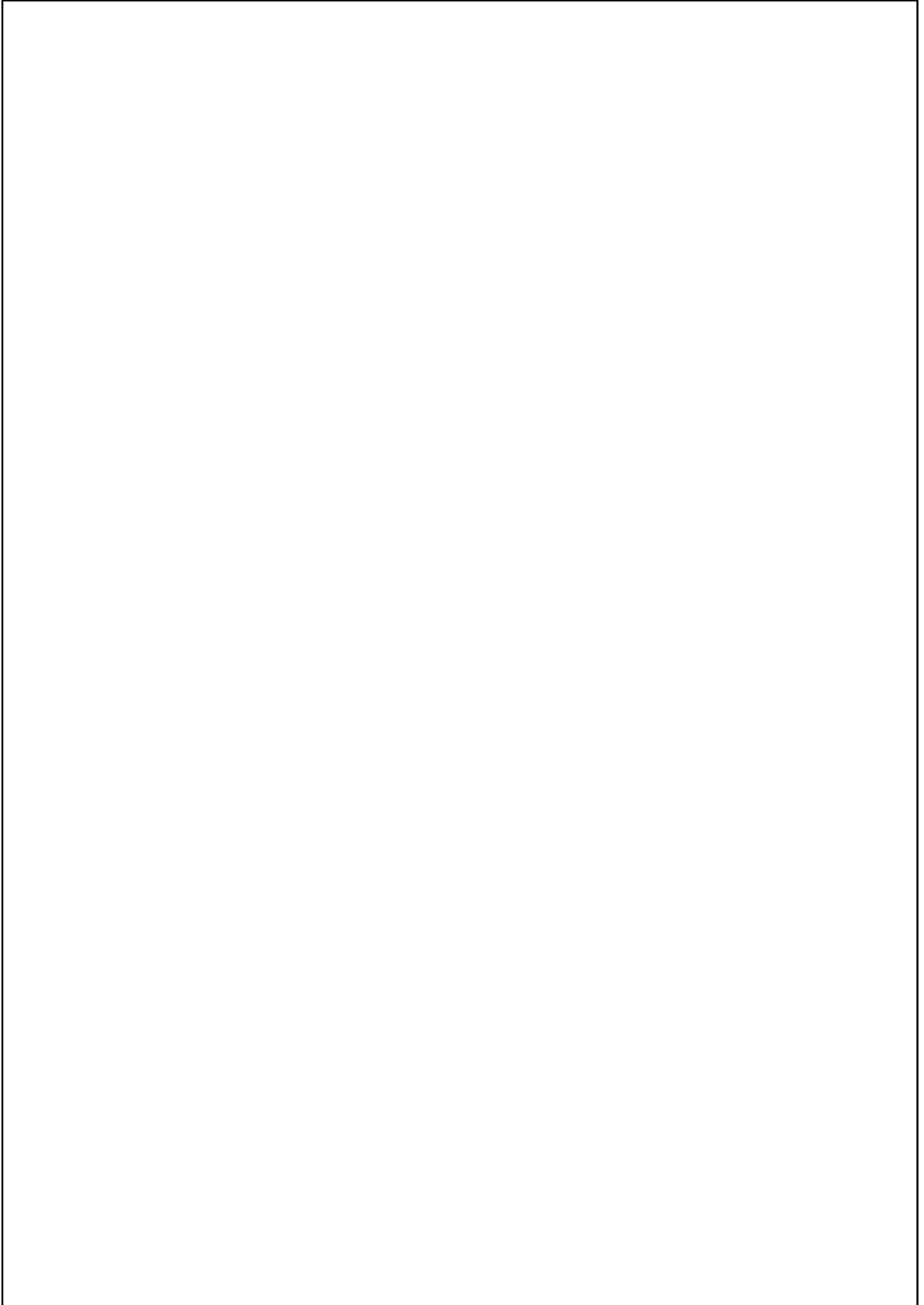
- (1) 最終合格者は、各任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から任命権者は、採用者を決定します。
- (2) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、合格しても採用されないこともあります。
- (3) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

8 給与

初任給は、平成30年4月1日現在で、142,600円で、経歴その他に応じてこの額以上になります。ほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

9 その他

- (1) 試験の詳細は、別に試験案内を配布します。
- (2) 職務遂行に当たっては、県職員以外の人に関わることはできません。



<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--